

人事行政の運営等の状況

令和6年9月

群馬県

第1 職員の任免及び職員数に関する状況（令和5年度）

1 採用者数の状況

区 分	競争試験	選考考査	合 計
知事部局等	182	291	473
企 業 局	10	18	28
病 院 局	0	83	83
教育委員会	20	459	479
警 察	112	22	134
合 計	324	873	1,197

※知事部局等 知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局に勤務する職員をいう。

2 退職者数の状況

区 分	定 年	勸 奨	普 通	その他	合 計
知事部局等	1	25	329	12	367
企 業 局	0	1	3	0	4
病 院 局	1	4	51	6	62
教育委員会	5	93	219	265	582
警 察	0	34	77	23	134
合 計	7	157	679	306	1,149

第2 職員の人事評価の状況（令和6年度）

○相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職員（常勤職員等）

区 分	概 要
知事部局等 企 業 局 病 院 局 教育委員会 (教職員を除く。)	○能力評価・・・日常の業務遂行やプロセスの中で、評価項目に挙げる期待行動が持続的にとられているかどうかを通じ、発揮した能力の有無や度合いを評価 ・評 価 基 準 日 令和6年12月1日 ・評 価 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ○業績評価・・・期待行動（能力）を通じ、挙げた業績の有無や度合いを評価・目標管理制度を用いて実施
教育委員会 (教職員のみ)	○能力評価・・・評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職員が職務遂行の過程で発揮した能力を評価 ・評 価 基 準 日 令和6年12月1日 ・評 価 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ○業績評価・・・職員が設定した目標の達成状況及び取組状況を評価 ・評価基準日 令和7年2月1日 ・評価期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
警 察	○能力評価・・・評価項目に照らし、職員が職務遂行中に発揮した能力の程度を評価 ・評 価 基 準 日 令和6年12月1日 ・評 価 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ○業績評価・・・職員が設定した目標の達成状況及び取組状況を評価 ・評 価 期 間 令和6年4月1日から同年9月30日まで ・評 価 期 間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

○会計年度任用職員

区 分	概 要
知事部局等 企 業 局 病 院 局 教育委員会	○能力評価・・・評価項目に基づき、発揮した能力を評価 ・評 価 時 期 任用期間の満了する日から起算して1月前までに評価 ・評 価 期 間 会計年度任用職員の任用期間 ○業績評価・・・業務内容について期待される成果を挙げたか否かの観点で評価 ・評 価 時 期 上期：10月末までに評価、下期：2月末までに評価 ・評 価 期 間 上期・下期それぞれの任用期間
警 察	評価基準に基づき、能力評価及び業績評価を実施 ○能力評価 ・評 価 基 準 日 令和6年12月1日 ・評 価 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ○業績評価 ・評 価 期 間 令和6年4月1日から同年9月30日まで ・評 価 期 間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

第3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 令和4年度の人件費率
令 和 5 年度	人 1,919,232	千円 886,922,117	千円 10,256,713	千円 203,948,801	% 23.0	% 22.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考①) 一 人当たり給 与費 (B)/(A)	(参考②) 都 道府県平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)		
令 和 5 年度	人 24,037	千円 95,549,702	千円 17,583,912	千円 38,821,559	千円 151,955,173	千円 6,322	千円 6,872

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

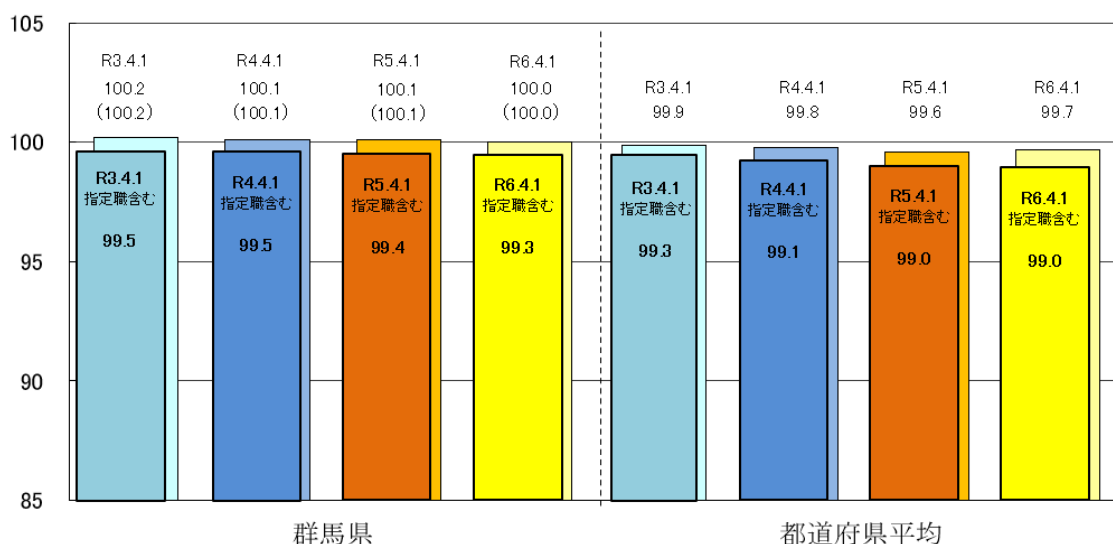
2 職員数及び都道府県平均一人当たり給与費は、令和5年4月1日現在の人数及び金額である。

3 一人当たり給与費は、人件費の決算額を正規職員数で除して算出したものであるが、人件費には任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員分の給与も含まれている（※職員数には、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれない）ことなどから、いわゆる平均給与額（年収）を示すものではない。

4 参考②は、令和5年度地方財政状況調査による。

(3) ラスパイレス指数等の状況

① ラスパイレス指数の状況



※ 括弧書きは、地域手当補正後のラスパイレス指数

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用

職員の俸給月額を100として計算した指数であるが、ラスパイレス指数はあくまでも給料月額（基本給）のみを基礎として算出されるものであり、毎月支払われる諸手当については除かれた給与比較指標である。

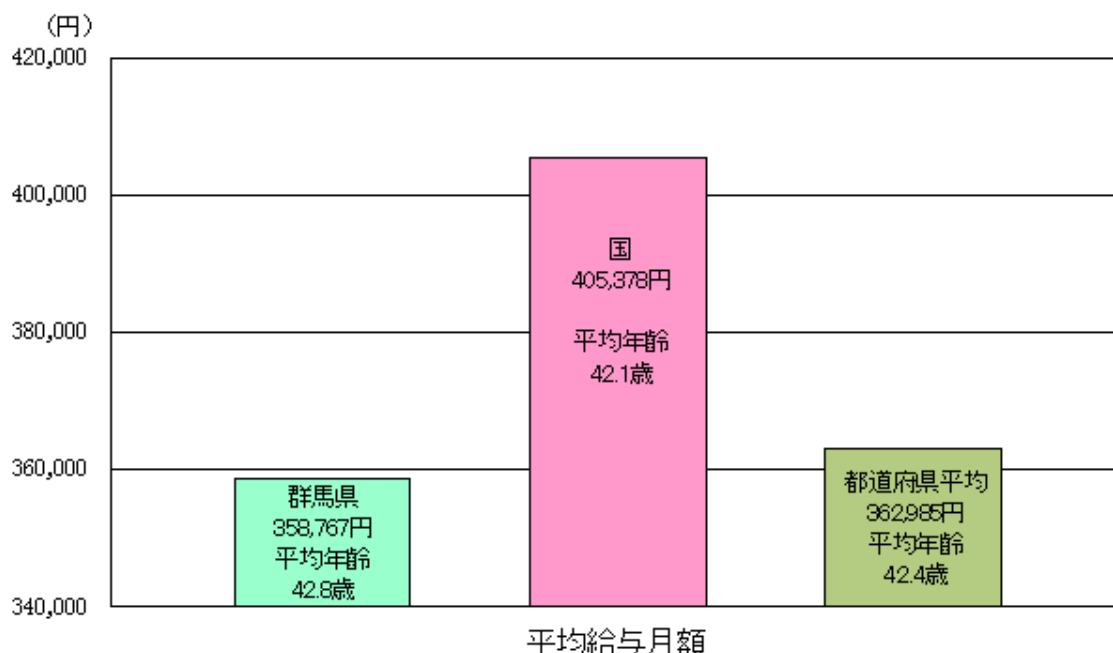
- 2 括弧書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+本県の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
- 4 「指定職含む」の値は、比較している国家公務員の人員及び給料水準について、行政職俸給表（一）適用職員の他に指定職俸給表適用職員を合算し、ラスパイレス指数を算出した場合の値である。

※ 指定職俸給表適用職員（国における本府省の部長等以上の官職を占める職員）はラスパイレス指数の比較における国家公務員の人員及び給料水準の算定基礎には含まれない。一方で、地方公共団体については部長等を含む全ての一般行政職を算定基礎としてラスパイレス指数を算出していることから、指定職俸給表適用職員を算定基礎に含めて試算したものである。

（参考）国の指定職俸給表の俸給月額（令和6年度）

1号俸の俸給月額	最高号俸の俸給月額
716,000円	1,191,000円

②平均給与月額（一般行政職）の状況



（注）1 「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の時間外勤務手当、特殊勤務手当等の支給額が非公表であることから、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出した平均給与月額（給料月額と諸手当の合計）である。

2 平均給与月額については、「2 職員の平均給与月額、初任給等の状況」を参照のこと。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A)－(B)	勧告 (改定率)		
令和 6 年度	円 377,563	円 368,781	8,782 円 (2.38 %)	2.37%	2.37%	2.76%

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合(A)	公務員の 支給月数(B)	較差 (A)－(B)	勧告 (改定月数)		
令和 6 年度	月 4.61	月 4.50	月 0.11	月 0.1	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表の給与月額を平均2%(最大4%程度)の引下げ。激変緩和のため、平成30年3月31日まで経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 県内一律2.5%を支給

(実施時期) 平成28年4月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
群馬県	42.8 歳	327,700 円	399,771 円	358,767 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
都道府県平均	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

②技能労務職

	公 務 員
--	-------

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
群馬県	56.1 歳	57 人	345,200 円	374,001 円	362,712 円
うち学校給食員	—	5 人	352,900 円	386,120 円	372,307 円
うち用務員	—	43 人	356,600 円	386,193 円	375,356 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
都道府県平均	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	(A)／(B)
群馬県	—	—	—	—
うち学校給食員	調理士	44.4 歳	270,900 円	1.4
うち用務員	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.6
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	(C)／(D)
群馬県	—	—	—
うち学校給食員	6,365,040 円	3,529,700 円	1.8
うち用務員	6,401,216 円	3,297,300 円	1.9

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（企業規模10人以上、短時間労働者を除く常用労働者について集計したもの）を使用している（令和3年度から令和5年度までの3年平均）。

※ 民間データのうち群馬県「うち用務員」の数値は、全国計のデータである。

※ 「常用労働者」とは、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」並びに「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者」を含むものである。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額（公務員においては、令和6年4月1日現在）を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 職員数が3人以上の主な職種について記載している。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
-----	------	--------	--------

群馬県	46.0 歳	379,800 円	431,652 円
都道府県平均	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
群馬県	43.2 歳	362,900 円	404,463 円
都道府県平均	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
群馬県	39.1 歳	332,200 円	445,627 円	359,499 円
国	41.8 歳	328,209 円	—	388,322 円
都道府県平均	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

(注) 1 職員の平均年齢、職員数、平均給料月額、平均給与月額及び平均給与月額（国ベース）については、令和6年4月1日現在のものである。

2 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	200,900 円	196,200 円
	高 校 卒	169,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	165,500 円	—
	中 学 卒	—	—
高等学校教育職	大 学 卒	224,400 円	—
	短 大 卒	200,900 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	224,400 円	—
	短 大 卒	204,000 円	—
警 察 職	大 学 卒	229,500 円	227,600 円
	高 校 卒	200,500 円	191,800 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	287,018 円	364,967 円	387,703 円	400,517 円
	高 校 卒	242,250 円	310,320 円	355,340 円	372,110 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
高等学校	大 学 卒	305,711 円	386,101 円	408,451 円	421,074 円

教 育 職	短 大 卒	—	—	—	(31 年) 370,514 円
小・中学校	大 学 卒	309,349 円	382,215 円	402,107 円	414,682 円
教 育 職	短 大 卒	—	(21 年) 373,313 円	—	401,483 円
警 察 職	大 学 卒	291,402 円	379,586 円	408,241 円	430,018 円
	高 校 卒	270,507 円	351,611 円	397,959 円	406,711 円

(注) 該当職員が5人以下の区分については、記載なし（近似の経験年数も同様）。

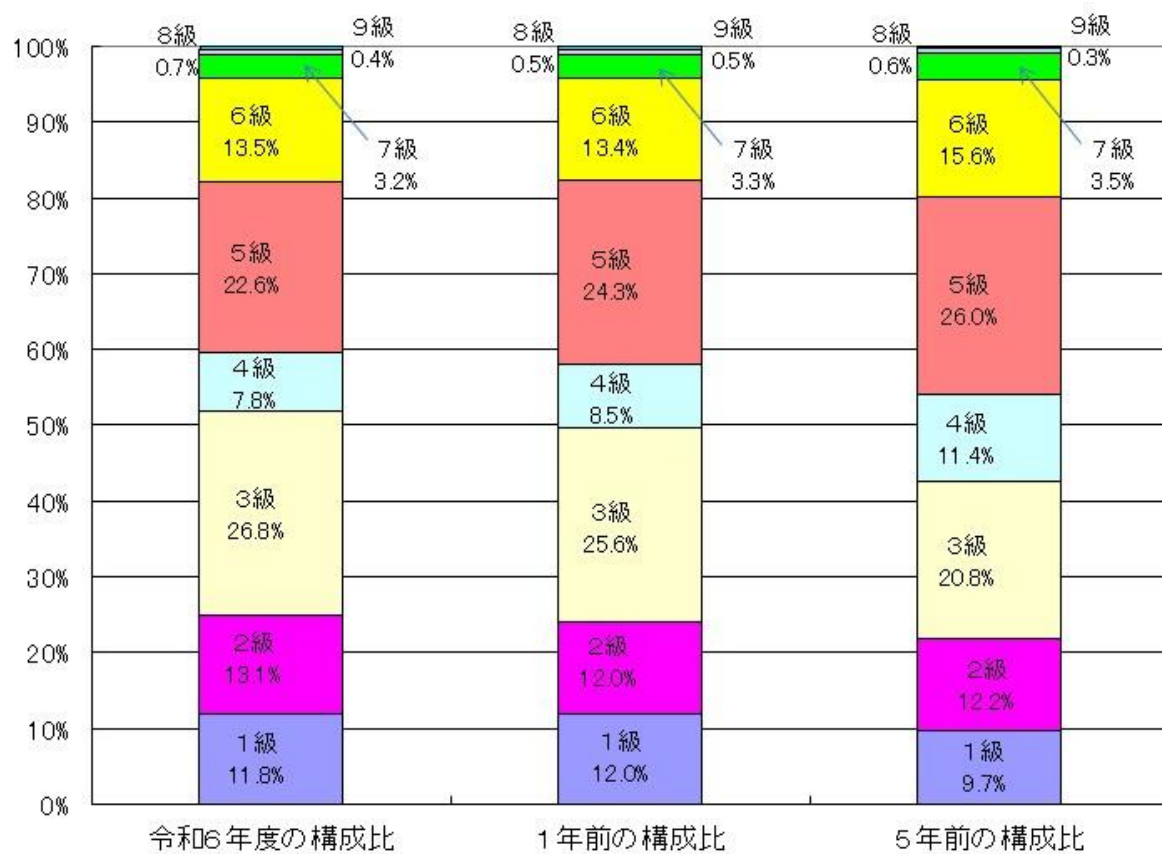
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

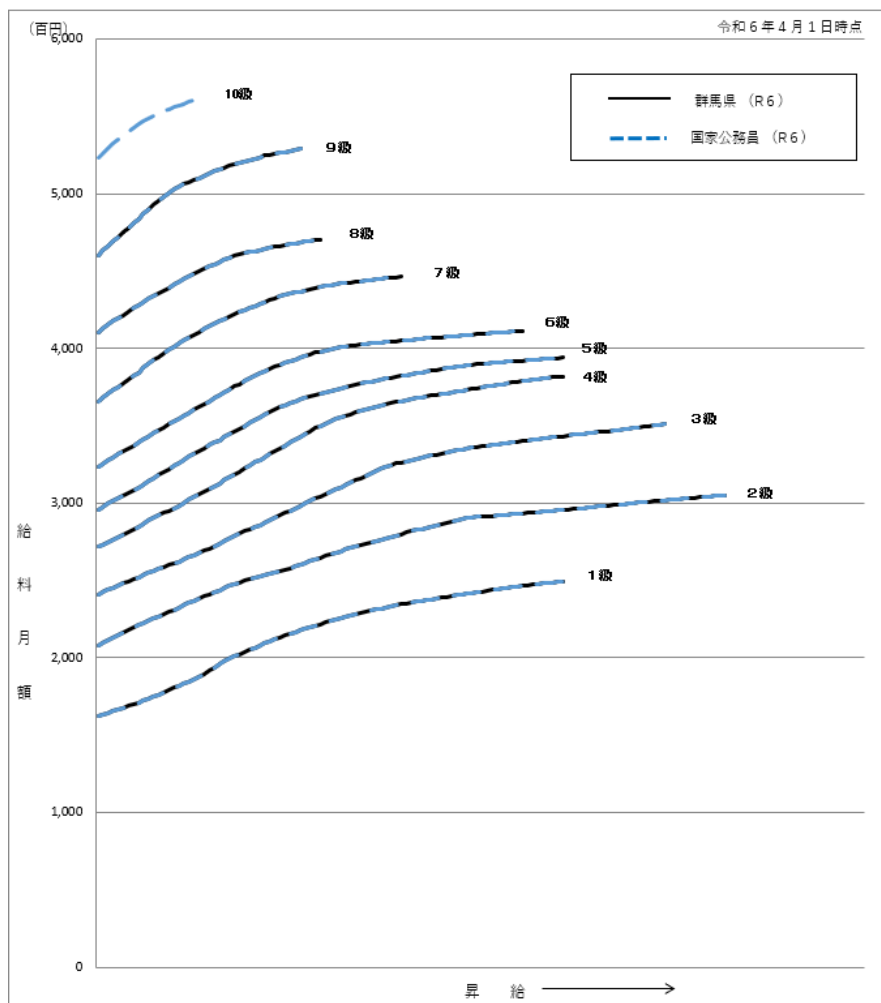
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	544 人	11.8 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事、技師	602 人	13.1 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主任、副主幹	1,236 人	26.8 %	240,900 円	351,000 円
4 級	主幹、係長	361 人	7.8 %	271,600 円	382,000 円
5 級	補佐	1,040 人	22.6 %	295,400 円	394,000 円
6 級	次長	622 人	13.5 %	323,100 円	411,300 円
7 級	課長	149 人	3.2 %	365,500 円	446,200 円
8 級	局長	30 人	0.7 %	410,300 円	470,000 円
9 級	部長	20 人	0.4 %	459,900 円	528,900 円

(注) 1 群馬県職員の給与に関する条例（昭和26年群馬県条例第55号）に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管 理 職 員		一 般 職 員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分	—	—	—	—
	標準、下位の区分	—	—	—	—
	標準の区分のみ（一律）	—	—	—	—
ロ 人事評価を活用していない		—		—	
	活用予定時期	—		—	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

群	馬	県	国
一人当たり平均支給額（令和5年度） 1,669 千円			—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 （1.375） 勤勉手当 2.05 月分 （0.975）			（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 （1.375） 勤勉手当 2.05 月分 （0.975）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理監督者加算 10～25%			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理監督者加算 10～25%

（注）括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管 理 職 員		一 般 職 員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率	—	—	—	—
	標準、下位の成績率	—	—	—	—
	標準の成績率のみ（一律）		—		—
ロ 人事評価を活用していない		—		—	
	活用予定時期	—		—	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

群	馬	県	国
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率） 自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）
一人当たり平均支給額			
2,143 千円 11,884 千円			

（注）1 退職手当の一人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		2,582,195 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		107,744 円	
支給対象地域	支給割合	支給割合（国の制度）	支給対象職員数
東京都特別区	20 %	20 %	23 人 (30 人)
大阪府大阪市	16 %	16 %	2 人 (2 人)
埼玉県さいたま市等	15 %	15 %	1 人 (6 人)
上記以外の県外市町村	—	—	8 人 (11 人)
群馬県高崎市	2.5 %	6 %	403 人 (3,749 人)
群馬県前橋市、太田市、渋川市	2.5 %	3 %	3,125 人 (10,460 人)
上記以外の県内市町村	2.5 %	0 %	1,212 人 (9,759 人)
医師・歯科医師	16 %	16 %	(20 人)
平均支給率	2.5 %	2.5 % (2.3 %)	—

(注) 1 「支給対象職員数」のうち、上段は一般行政職の職員数、下段括弧書内は全職種の職員数である。

2 「支給割合」の欄の平均支給割合は、支給対象職員に対し本県の支給割合で支給した場合の加重平均の支給割合である。また、「支給割合（国の制度）」の欄の平均支給割合は、支給対象職員（上段、下段の別はそれぞれ平均支給割合の別に同じ）に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,139,894 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		140,277 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		33.9 %
手当の種類（手当数）		50
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	①県税の賦課徴収に従事する行政県税事務所等職員 (②を除く。)	(月額) 12,300 円～18,000 円
	②県税の賦課徴収に従事する行政県税事務所等職員 (管理職員)	(日額) 410 円～480 円
	③県税の賦課徴収に従事する行政県税事務所等以外の職員	(日額) 860 円
教育指導手当	①実技による教育訓練の指導に従事する消防学校職	(日額) 280 円又は 380 円

	員	
	②職業訓練の指導に従事する産業技術専門校の職業訓練指導員	(月額) 給料月額の4%又は10%
	③農林業技術に関する教育又は研修に従事する農林大学校の普及指導員等	(上限 30,000 円)
社会福祉業務手当	福祉に関する業務に従事する保健福祉事務所等職員	(月額) 220 円～430 円
防疫等作業手当	感染症又は家畜伝染病に係る防疫作業等に従事する職員 ※ 新型コロナウイルス感染症対応業務	(月額) 290 円～760 円 ※ (月額) 580 円～4,000 円
精神保健業務手当	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく立会い等の業務に従事する職員	(月額) 600 円
夜間看護等手当	深夜に行う看護、介護等業務に従事するしらがね学園職員	(勤務 1 回) 2,400 円～3,700 円
犬等取扱作業手当	犬等の捕獲・処理等の業務に従事する職員	(月額) 400 円
環境衛生検査等業務手当	し尿処理施設等の立入検査等の業務に従事する職員	(月額) 250 円又は 650 円
種雄豚等取扱手当	種雄豚の自然交配等に係る業務に従事する畜産試験場又は浅間家畜育成牧場職員	(月額) 230 円又は 270 円
獣医師業務手当	①家畜に関する試験研究等業務に従事する畜産試験場又は浅間家畜育成牧場の獣医師	(月額) 11,000 円又は 12,000 円
	②BSE 検査のための検体採材業務に従事する職員	(月額) 1,350 円又は 760 円
繭糸技術業務手当	繭糸に関する煮繭等の業務に従事する職員	(月額) 150 円又は 200 円
特殊自動車運転業務手当	特殊自動車を運転する業務に従事する職員	(月額) 280 円又は 420 円
爆発物等取扱手当	火薬類の製造施設等の保安検査等に従事する職員	(月額) 230 円又は 290 円
用地取得等交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する職員	(月額) 650 円又は 700 円
特殊現場業務手当	①高所、深所等での検査、監視等業務に従事する職員	(月額) 200 円～600 円
	②自然解説に関する業務に従事する職員	(月額) 給料月額の 12%
航空業務手当	航空機の搭乗に関する業務に従事する職員	(1 時間) 1,900 円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する交替制勤務職員	(勤務 1 回) 730 円又は 1,100 円
兼務手当	正規の勤務時間外において昼間又は夜間の課程の職員が別の課程の授業に従事する場合	(授業 1 時間) 1,730 円又は 1,860 円
産業教育実習手	正規の勤務時間外において産業教育実習に関する特	(勤務 1 回)

当	殊業務に従事する職員	2,450 円又は 4,900 円
通信教育手当	正規の勤務時間外において通信教育の添削又は面接指導業務に従事する職員	(レポート 1 枚) 186 円 (授業 1 時間) 1,860 円
入学者選抜手当	正規の勤務時間外において入学選抜に関する業務に従事する職員	(1 時間) 600 円
夜間課程本務手当	夜間課程を本務とする職員 (教育職員を除く。)	(日額) 250 円
非常災害時等緊急業務手当	週休日等において学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事する職員	(日額) 7,500 円～16,000 円
修学旅行等指導業務手当	泊を伴う修学旅行等で児童生徒を引率して行う指導業務に従事する職員	(日額) 5,100 円
対外運動競技等指導業務手当	泊を伴うもの又は週休日等における運動競技等で児童生徒を引率して行う指導業務に従事する職員	(日額) 5,100 円
部活動指導業務手当	週休日等の部活動指導業務に従事する職員	(日額) 2,700 円
有害物取扱手当	毒物等を取り扱う農業学科の実習業務に従事する職員	(日額) 230 円
教育業務連絡指導手当	主任等として教務等に関する業務についての連絡調整・指導助言に当たる職務の者が担当業務に従事した場合	(日額) 200 円
多学年学級担当手当	小・中学校の 2 以上の学年をもって編成した学級を担当する職員が授業・指導業務に従事する場合	(日額) 290 円 (2 学年) 350 円 (3 学年)
他校兼務手当	本務として勤務する学校以外の学校に勤務する職員	(日額) 500 円
夜間学級担当手当	夜間に授業を行う学級を置く中学校に勤務する校長及び教育職員が本務として夜間学級に係る業務に従事する場合	(月額) 給料月額＋教職調整額の 7 % 又は 9 %
刑事作業手当	私服で犯罪の捜査、被疑者の逮捕等の業務に従事する職員	(日額) 520 円
鑑識作業手当	鑑識、鑑定、図化等の業務に従事する職員	(日額) 300 円又は 520 円
交通取締用自動車等運転手当	交通取締用の自動車等の運転業務に従事する職員	(日額) 390 円又は 520 円
看守作業手当	留置人の看守業務又は被疑者の護送の作業に従事する職員	(日額) 200 円又は 340 円
爆発物取扱等作業手当	①火薬類の製造施設等の立入検査等に従事する職員	(日額) 290 円
	②特殊危険物質等に対して行う鑑識等の作業に従事する職員	(日額) 4,600 円
	③特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業に従事する職員	(日額) 250 円
	④特殊危険物質の製造過程を解明するための実験に	(日額) 460 円

	従事する職員	
死体処理手当	死体の取扱等作業に従事する職員	(死体1体) 1,600円又は3,200円
交通捜査等作業 手当	交通事故、交通違反等の捜査業務等に従事する職員	(日額) 310円～570円
警ら手当	警ら作業に従事する職員	(日額) 300円
夜間特殊業務手 当	深夜に行われる業務に従事する交替制勤務職員	(勤務1回) 730円又は1,100円
青少年補導手当	青少年の非行防止のための街頭補導業務に従事する職員	(日額) 280円
爆弾処理手当	爆発物の識別、運搬、解体等の処理業務に従事する職員	(処理1件) 4,600円
遭難救助手当	①山岳遭難者の捜索救助の業務又は重大な災害における災害警備、遭難救助等の業務に従事する職員	(日額) 500円～4,600円
	②東日本大震災、特定大規模災害に係る作業に従事する職員	(日額) 660円～40,000円
緊急呼出業務手 当	突発的事件等の処理業務のため正規の勤務時間外に緊急呼出しにより勤務を命じられ、当該業務に従事する職員	(勤務1回) 1,240円
潜水作業手当	潜水器具を着用して潜水業務に従事する職員	(日額) 500円
航空作業手当	①航空機の整備作業を行う業務に従事する職員	(日額) 1,050円
	②航空機の操縦作業、搭乗して行う捜索等の業務に従事する職員	(1時間) 1,900円～6,630円
	③飛行中の航空機からの降下作業業務に従事する職員	(日額) 500円又は870円
核物質輸送警備 手当	核物質輸送車両を先導し、又は追従する警備業務に従事する職員	(日額) 640円
身辺警護等作業 手当	皇族の側近警備等業務に従事する職員	(日額) 640円又は1,150円
銃器等犯罪捜査 従事手当	防弾装備を着装し、武器を携行して行う犯人逮捕等の業務に従事する職員	(日額) 260円～1,640円
新型コロナウイルス感染症対応 作業手当	①新型コロナウイルス感染症の患者等に対して行う 犯罪捜査、逮捕、保護、看守・護送、死体処理に 従事する職員	(日額) 3,000円
	②新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接 触して行う作業等に従事する職員	(日額) 4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	3,415,506 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	390 千円
支給実績（令和４年度決算）	3,685,961 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	422 千円

（注） 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和５年度決算）	支給職員一人当たり平均支給年額（令和５年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 １ 配偶者 ３,５００～６,５００ 円 ２ 子 １０,０００ 円 ３ その他の扶養親族 ３,５００～６,５００ 円 ４ 特定年齢にある子 一人 ５,０００ 円加算 ※「１及び３」は、行政職給料表９級適用者等に対して支給しない。	同じ	—	千円 2,207,331	円 250,151
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じて支給 (上限 28,000 円) ※家賃 16,000 円を超える場合に限る。	同じ	—	千円 1,255,080	円 295,243
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給 １ 交通機関を利用する場合 運賃等相当額を全額支給 ２ 交通用具を利用する場合 使用距離に応じて支給 (例) 自動車通勤した場合 ・10km …… 6,970 円 ・15km …… 10,280 円 ・20km …… 13,600 円	異なる	国は、55,000 円を限度に全額支給 国は、使用距離に応じて 2,000 円～31,600 円	千円 2,226,687	円 99,905
単身赴任	異動等に伴って住居を移転し、やむを得	同じ	—	千円	円

手当	配偶者と別居し単身で生活することが 常況となった職員に支給 1 基礎額 30,000 円 2 加算額 8,000 円～70,000 円 ※交通距離に応じて加算			31,440	436,667
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、 人事委員会の指定する職に在職する職員 に支給 ・給料表別・職務の級別・管理職手当の 区分別に定められた定額 42,100 円～128,900 円	一部異なる	国は、 46,300 円 ～ 139,300 円	千円 1,379,019	円 684,037
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められ る職員に支給 1 医療職給料表（一）の適用を受ける 医師及び歯科医師 採用からの経験年数に応じ 51,900 円～309,200 円 2 行政職給料表、研究職給料表又は 医療職給料表（二）の適用を受ける 獣医師 採用からの経験年数に応じ 1,000 円～30,000 円	同じ	—	千円 76,599	円 1,035,122
特 地 勤 務 手当	生活に著しく不便な地に所在する公署に 勤務する職員に支給 ・（給料月額＋扶養手当月額） ×支給割合（4～8%）	同じ	—	千円 14,003	円 205,926
特 地 勤 務 手 当 に 準 ずる手当	特地公署等に異動した職員等のうち異動 に伴って住居を移転した者に異動から 3 ～6 年間支給 ・（異動時等の給料月額＋扶養手当月額） ×支給割合（2～5%）			千円 3,492	円 116,404
夜 間 勤 務 手当	正規の勤務時間として深夜（午後 10 時 から翌午前 5 時まで）に勤務した職員に 支給 ・勤務 1 時間当たり給与額×25% ×勤務時間数	同じ	—	千円 203,500	円 151,752
休 日 勤 務 手当	休日及び年末年始の休日に正規の勤務時 間中に勤務した職員に支給	同じ	—	千円 714,885	円 496,103

	・勤務1時間当たり給与額 ×135～150%×勤務時間数				
宿 日 直 手 当	宿日直を命じられた職員が勤務した場合 に支給	一部異なる		千円 670,556	円 363,445
	1 一般の宿日直勤務 5,500 円		国 は 、 4,200 円		
	2 特殊業務の宿日直 (1) 教育機関施設等の生活指導 6,100 円		国 は 、 5,900 円		
	(2) 警察の当直勤務 7,200 円				
	(3) 医師・歯科医師の当直勤務 21,000 円				
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当の支給される職員が臨時又は 緊急その他公務運営の必要により週休日 等に勤務した場合に支給 ・週休日等 勤務1回につき2,600円～18,000円 ・平日深夜 勤務1回につき1,300円～6,000円	一部異なる	・国は、 6,000 円 ～ 12,000 円	千円 28,640	円 48,707
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農林漁業の普及指導に従事する職員に支 給 ・給料の月額×7%			千円 32,667	円 308,179
寒 冷 地 手 当	寒冷地に在勤する職員に支給	一部異なる	・国で は、本県 の1～3 級地が4 級地とな り、手当 額は 17,800 円、 10,200 円、 7,360 円 のいずれ かを支給 ・国は、 支給地域	千円 49,934	円 30,804
	1 世帯主である職員（支給地域内に居 住） (1) 扶養親族のある職員 1 級地 17,800 円 2 級地 11,860 円 3 級地 8,900 円 (2) その他の世帯主である職員 1 級地 10,200 円 2 級地 6,800 円 3 級地 5,100 円 2 その他の職員 1 級地 7,360 円 2 級地 4,900 円 3 級地 3,680 円				

			内への居住を支給要件としていない。 ・支給地域が一部異なる。		
災害派遣手当	他の地方公共団体等から災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に支給 ・宿泊施設、滞在期間に応じて 3,970 円～6,620 円			千円 —	円 —
武力攻撃災害等派遣手当	他の地方公共団体等から国民保護の措置を実施するため派遣された職員に支給 ・宿泊施設、滞在期間に応じて 3,970 円～6,620 円			千円 —	円 —
任期付研究員業績手当	特に顕著な研究業績をあげた任期付研究員に支給 ・給料月額に相当する額			千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特に顕著な業績をあげた特定任期付職員に支給 ・給料月額に相当する額			千円 —	円 —
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に支給 ・（給料の月額＋扶養手当月額） ×支給割合（4～12%）			千円 41,200	円 202,956
へき地手当に準ずる手当	へき地学校等に異動した職員のうち異動に伴って住居を移転したものに異動から3～6年間支給 ・（給料の月額＋扶養手当月額） ×支給割合（2～4%）			千円 2,561	円 116,404
定時制通信教育手当	定時制課程又は通信教育を行う高等学校の教職員に支給 ・給料の月額×支給割合（6～9%、管理職4～7%）			千円 77,113	円 298,888
産業教育手当	農業、水産及び工業に関する課程を置く高等学校で実習を伴う科目を担当する教職員に支給 ・給料の月額×9%			千円 160,473	円 348,854

	(定時制通信教育手当受給者 5%)				
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・職務の級及び号給別に定められた額 (8,100 円を限度)			千円 899,558	円 62,897

5 会計年度任用職員の給与の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	給 料 月 額 等	令和 5 年度決算額
給料	・常勤職員と同一の給料表（行政職給料表、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、福祉職給料表、栄養職給料表、事務職給料表）の 1 級を適用し、職務の困難度や責任の程度等に応じて号給を決定	千円 78,199
期末手当	(令和 5 年度支給割合) 2.40 月分 (令和 6 年度支給割合) 2.45 月分	千円 13,128
勤勉手当	(令和 6 年度支給割合) 2.05 月分	千円 —
その他手当	・地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当について、常勤職員に準じて支給	千円 5,321

(注) 「給与の状況」は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）の状況である。

6 特別職の報酬等の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	給 料 月 額 等
給料	知 事 1,310,000 円 副 知 事 1,060,000 円
報酬	議 長 980,000 円 副 議 長 920,000 円 議 員 830,000 円
期末手当	(令和 5 年度支給割合) 3.40 月分 (令和 5 年度支給割合) 3.40 月分
退職手当	(算定方式) (1 期の手当額) (支給時期) 給料月額×57/100×在職月数 35,842 千円 任期毎 給料月額×43/100×在職月数 21,878 千円 任期毎

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分 部 門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和 5 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	34	35	1	
		総務企	693	734	41	育児休業等代替、組織再編
		税務	280	285	5	業務、育児休業等代替
		民生	461	485	24	組織再編
		衛生	606	585	▲21	新型コロナ関連体制縮小
		労働	87	86	▲1	業務効率化
		農林水産	942	948	6	組織再編
		商工	198	212	14	業務、組織再編
		土木	688	697	9	業務、育児休業等代替
		計	3,989	4,067	78	（参考：人口 10 万人当たり職員数 211.9 人）
	教育部門	16,142	16,009	▲133	学級数減（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）	
	警察部門	3,906	3,898	▲8	組織再編	
	小 計	24,037	23,974	▲63	（参考：人口 10 万人当たり職員数 1,249.15 人）	
公営 企業 会計 部門 等	病院 水道 下水道 その他	1,247	1,272	25	欠員補充（看護師）	
		50	49	▲1	育児休業等代替	
		49	46	▲3	業務効率化	
		238	239	1	組織再編	
	小 計	1,584	1,606	22		
合 計		25,621 [26,189]	25,580 [26,152]	▲41 [▲37]	（参考：人口 10 万人当たり職員数 1,332.82 人）	

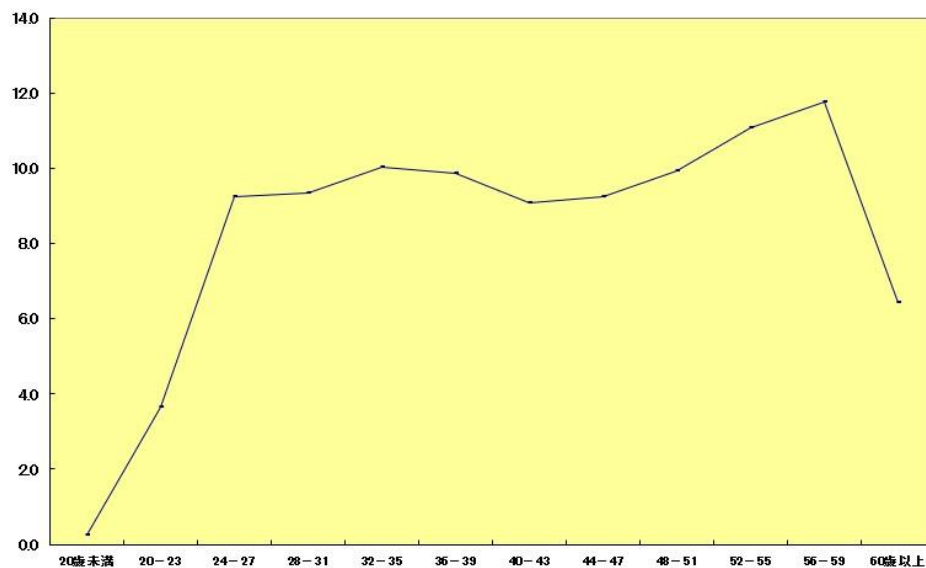
（注）1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 主な増減理由のうち、※が付くものは新型コロナウイルス感染症対応に関係するものである。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

構 成 比



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	61人	935人	2,369人	2,389人	2,564人	2,526人	2,328人	2,365人	2,546人	2,837人	3,015人	1,645人	25,580人

(3) 職員数の推移

部 門 \ 区 分	31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,907	3,886	3,945	3,967	3,989	4,067	160人(4.1%)
教 育	14,794	14,730	16,373	16,127	16,142	16,009	1,215人(8.2%)
警 察	3,928	3,919	3,922	3,922	3,906	3,898	▲30人(▲0.8%)
普通会計 計	22,629	22,535	24,240	24,016	24,037	23,974	1,345人(5.9%)
公営企業等会計 計	1,576	1,592	1,566	1,572	1,584	1,606	30人(1.9%)
総合計	24,205	24,127	25,806	25,588	25,621	25,580	1,375人(5.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 会計年度任用職員数

区 分 部 門	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
普通会計	36	40	49	37	41
公営企業等会計	141	137	138	137	145
総合計	17	177	187	174	186

(注) 1 「職員数」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）数である。

2 令和6年4月1日時点の普通会計の内訳は、一般行政「26人」、教育「0人」、警察「15人」である。

3 令和6年4月1日時点の公営企業等会計の内訳は、企業局事業「0人」、病院事業「145人」である。

8 公営企業職員の状況

(1) 企業局事業

①職員給与費の状況

決算

区 分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員給与費 比率(B)/(A)	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	6,327,870	2,861,159	1,320,468	20.9	20.0
工業用水道事業	1,659,233	342,084	215,227	13.0	11.6
水道事業	3,292,078	963,748	369,317	11.2	11.9
団地造成事業	5,871,381	475,470	131,477	2.2	9.7
施設管理事業	634,993	191,621	82,666	13.0	10.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 244,819 千円を含まない。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考) 都道府県平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	160	646,410	143,210	274,161	1,063,781	6,649	6,719
工業用水道事業	28	109,184	18,384	44,514	172,082	6,146	6,341
水道事業	55	199,586	33,928	80,028	313,542	5,701	6,923
団地造成事業	32	124,395	23,197	51,403	198,995	6,219	6,604
施設管理事業	8	32,500	7,078	13,653	53,231	6,654	6,958

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の数値である。

3 都道府県平均一人当たり給与費は、令和5年度地方公営企業決算状況調査による。

4 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年
前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業			
群馬県	42.9 歳	368,606 円	562,253 円
都道府県平均	46.2 歳	355,891 円	558,512 円
工業用水道事業			
群馬県	44.0 歳	340,354 円	512,148 円
都道府県平均	44.8 歳	342,602 円	528,333 円
水道事業			
群馬県	43.5 歳	318,050 円	475,064 円
都道府県平均	44.6 歳	359,974 円	575,747 円
団地造成事業			
群馬県	44.0 歳	342,357 円	518,214 円
道府県平均	46.7 歳	355,410 円	549,881 円
施設管理事業			
群馬県	48.2 歳	357,415 円	535,873 円
都道府県平均	45.8 歳	365,058 円	583,561 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 都道府県平均は、令和5年度地方公営企業決算状況調査による。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

群馬県	都道府県平均
一人当たり平均支給額（令和5年度） 千円	一人当たり平均支給額（令和5年度） 千円
電気事業 1,742	電気事業 1,610
工業用水道事業 1,589	工業用水道事業 1,488
水道事業 1,455	水道事業 1,657
団地造成事業 1,606	団地造成事業 1,631
施設管理事業 1,706	施設管理事業 1,481
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) (0.975)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	

管理監督者加算	20%
---------	-----

(注) 括弧書きは、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

群馬県			都道府県平均	
一人当たり平均支給額（令和5年度）			一人当たり平均支給額（令和5年度）	
	自己都合 千円	勸奨・定年 千円	千円	
電気事業	19,836	79,344	電気事業	6,095
工業用水道事業	24,066	24,066	工業用水道事業	7,005
水道事業	23,251	23,251	水道事業	11,174
団地造成事業	0	0	団地造成事業	6,673
施設管理事業	0	0	施設管理事業	28
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）				

(注) 1 退職手当の一人当たり平均支給額（本県）は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			千円
電気事業			30,171
工業用水道事業			2,845
水道事業			5,296
団地造成事業			3,286
施設管理事業			891
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			円
電気事業			188,573
工業用水道事業			101,616
水道事業			96,294
団地造成事業			102,706
施設管理事業			111,431
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
大阪府大阪市	16 %	0 人	16 %

上記以外の県外市町村	0 %	0 人	0 %
県内全市町村	2.5 %	269 人	2.5 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		千円
電気事業		4,340
工業用水道事業		672
水道事業		1,125
団地造成事業		13
施設管理事業		1
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		円
電気事業		37,099
工業用水道事業		32,043
水道事業		27,461
団地造成事業		1,866
施設管理事業		380
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		%
電気事業		73.1
工業用水道事業		75.0
水道事業		74.5
団地造成事業		21.9
施設管理事業		37.5
手当の種類（手当数）		5
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
・電気事業		
発電施設管理業務手当	発電施設等の巡視及び点検作業等に従事する発電事務所又は管理総合事務所職員	（日額）230 円又は 460 円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する発電事務所又は管理総合事務所職員	（勤務1回） 1,100 円又は 730 円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する発電事務所又は管理総合事務所職員	（日額）230 円～800 円
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する発電事務所職員	（日額）430 円～900 円
・工業用水道事業		
水道施設管理業務手当	工業用水道施設等の巡視及び点検作業等に従事する工業用水道事務所職員	（日額）460 円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する工業用水道事務所職員	（勤務1回） 1,100 円又は 730 円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する工業用水道事務所職員	（日額）230 円～800 円
・水道事業		

水道施設管理業務手当	水道施設等の巡視及び点検作業等に従事する水道事務所又は水質検査センター職員	(日額) 460 円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する水道事務所職員	(勤務 1 回) 1,100 円又は 730 円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する水道事務所職員	(日額) 230 円～800 円
有害物取扱業務手当	有害物を扱う試験、研究、分析等に従事する水質検査センター職員	(日額) 230 円
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する水道事務所職員	(日額) 430 円～900 円
・団地造成事業		
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する職員	(日額) 430 円～900 円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する職員	(日額) 230 円～800 円
・施設管理事業		
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する職員	(日額) 430 円～900 円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する職員	(日額) 230 円～800 円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和 5 年度決算)	千円
電気事業	38,973
工業用水道事業	3,182
水道事業	8,147
団地造成事業	6,117
施設管理事業	1,102
職員一人当たり平均支給年額 (令和 5 年度決算)	千円
電気事業	243
工業用水道事業	113
水道事業	148
団地造成事業	191
施設管理事業	137
支給実績 (令和 4 年度決算)	千円
電気事業	41,381
工業用水道事業	5,319
水道事業	13,629
団地造成事業	6,731
施設管理事業	2,336
職員一人当たり平均支給年額 (令和 4 年度決算)	千円
電気事業	262
工業用水道事業	213
水道事業	248
団地造成事業	218

施設管理事業	39
--------	----

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 一人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 3,500～6,500 円 2 子 10,000 円 3 その他の扶養親族 3,500～6,500 円 4 特定年齢にある子 一人 5,000 円加算 ※「1 及び 3」は、行政職給料表 9 級適用者等に対して支給しない。	同じ	—	千円 電気事業 19,983 工業用水道事業 2,329 水道事業 5,031 団地造成事業 3,783 施設管理事業 920	円 243,696 258,841 251,552 270,250 184,005
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じて支給 (上限 28,000 円) ※家賃 16,000 円を超える場合に限る。	同じ	—	千円 電気事業 10,469 工業用水道事業 1,543 水道事業 2,182 団地造成事業 2,590 施設管理事業 468	円 275,524 257,183 272,813 323,850 234,000
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給 1 交通機関を利用する場合 運賃等相当額を全額支給 2 交通用具を利用する場合 使用距離に応じて支給 (例) 自動車通勤した場合	同じ	—	千円 電気事業 26,844 工業用水道事業 4,840 水道事業 6,073	円 177,777 186,176 121,464

	・ 10km …… 6,970 円 ・ 15km …… 10,280 円 ・ 20km …… 13,600 円			団地造成事業 3,379 施設管理事業 607	125,159 7,786
単身赴任 手当	異動等に伴って住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員に支給 1 基礎額 30,000 円 2 加算額 8,000 円～70,000 円 ※交通距離に応じて加算	同じ	—	千円 電気事業 456 工業用水道事業 0 水道事業 0 団地造成事業 0 施設管理事業 0	円 456,000 0 0 0 0
管理職手 当	管理又は監督の地位にある職員のうち、企業管理者の指定する職に在職する職員に支給 ・ 給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定められた定額 42,100 円～128,900 円	同じ	—	千円 電気事業 19,353 工業用水道事業 2,953 水道事業 6,087 団地造成事業 4,002 施設管理事業 1,322	円 806,413 738,425 760,975 800,480 661,400
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜（午後 10 時から翌午前 5 時まで）に勤務した職員に支給 ・ 勤務 1 時間当たり給与額×25% ×勤務時間数	同じ	—	千円 電気事業 3,226 工業用水道事業 0 水道事業 0 団地造成事業 0 施設管理事業 0	円 100,836 0 0 0
宿日直手 当	宿日直を命じられた職員が勤務した場合に支給	同じ	—	千円 電気事業	円

	・特殊業務の宿日直勤務 6,100 円			323 工業用水道事業 0 水道事業 0 団地造成事業 0 施設管理事業 0	10,103 0 0 0 0 0
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給される職員が臨時又は緊急その他公務運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ・週休日等 勤務 1 回につき 2,600 円～18,000 円 ・平日深夜 勤務 1 回につき 1,300 円～6,000 円	同じ	—	千円 電気事業 80 工業用水道事業 22 水道事業 2 団地造成事業 0 施設管理事業 8	円 10,088 7,500 2,000 0 8,000
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給 1 世帯主である職員（支給地域内に居住） (1) 扶養親族のある職員 1 級地 17,800 円 2 級地 11,860 円 3 級地 8,900 円 (2) その他の世帯主である職員 1 級地 10,200 円 2 級地 6,800 円 3 級地 5,100 円 2 その他の職員 1 級地 7,360 円 2 級地 4,900 円 3 級地 3,680 円	同じ	—	千円 電気事業 695 工業用水道事業 0 水道事業 0 団地造成事業 0 施設管理事業 0	円 18,784 0 0 0 0 0
特勤手当	生活に著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・（給料月額＋扶養手当月額）×支給割合（4～8％）	同じ	—	千円 電気事業 728 工業用水道事業	円 121,404

				0	0
				水道事業	
				0	0
				団地造成事業	
				0	0
				施設管理事業	
				0	0
特地勤務 手当に準 ずる手当	特地公署等に異動した職員等のうち異動に伴って住居を移転した者に異動から3～6年間支給 ・（異動時等の給料月額＋扶養手当月額）×支給割合（2～5%）	同じ	—	千円	円
				電気事業	
				0	0
				工業用水道事業	
				0	0
				水道事業	
				0	0
				団地造成事業	
				0	0
				施設管理事業	
				0	0

④会計年度任用職員の給与の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等	令和5年度決算額
給料	・常勤職員と同一の給料表（行政職給料表、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、福祉職給料表、栄養職給料表、事務職給料表）の1級を適用し、職務の困難度や責任の程度等に応じて号給を決定	千円 0
期末手当	（令和5年度支給割合）2.40 月分 （令和6年度支給割合）2.45 月分	千円 0
勤勉手当	（令和6年度支給割合）2.05 月分	千円 —
その他手当	・地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当について、常勤職員に準じて支給	千円 0

（注） 「給与の状況」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）の状況である。

(2) 病院事業

①職員給与費の状況

決算

区 分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費 比率 (B)/(A)	(参考) 令和 4 年度 の総費用に占める 職員給与費比率
令和 5 年度	千円 31,576,512	千円 63,692	千円 13,537,284	% 42.9	% 42.3

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和 5 年度	人 1,248	千円 5,374,899	千円 1,971,475	千円 2,207,937	千円 9,554,311	千円 7,656	千円 7,713

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。
3 都道府県平均一人当たりの給与費は、令和 5 年度地方公営企業決算状況調査による。
4 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
群馬県	42.0 歳	352,008 円	624,815 円
うち医師	46.7 歳	593,175 円	1,429,414 円
うち看護師	40.4 歳	309,774 円	515,836 円
うち事務職員	43.0 歳	368,959 円	556,061 円
都道府県平均	41.8 歳	348,061 円	637,307 円
うち医師	41.0 歳	574,559 円	1,449,897 円
うち看護師	40.1 歳	312,661 円	518,809 円
うち事務職員	45.4 歳	328,324 円	528,274 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 都道府県平均は、令和 5 年度地方公営企業決算状況調査による。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

群馬県	都道府県平均
一人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,769 千円	一人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,566 千円
(令和 5 年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

役職加算	5～20%
管理監督者加算	15～25%

(注) 括弧書きは、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

群馬県			都道府県平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			
一人当たり平均支給額			
2,170 千円		18,871 千円	4,797 千円

(注) 1 退職手当の一人当たり平均支給額（本県）は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）			256,200 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			215,475 円
支給対象地域・者	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
医師・歯科医師	16 %	144 人	16 %
上記以外の者 （県内全域）	2.5 %	1,104 人	2.5 %

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給総額（令和 5 年度決算）		461,729 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		554,297 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）		66.7 %	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務		左記職員に対する支給単価
医師緊急業務等手当	病院に勤務する 医師、歯科医師	休日等に行う緊急手術等	（1 件）1,000 円～30,000 円
夜間看護等手当	看護師、助産師	深夜に行われる看護業務	（勤務 1 回） 2,400 円～7,000 円
	医師、看護師等	救急患者に対処するための の自宅等での待機	（1 回） 1,580 円
	医師、看護師等	救急患者に対処するため 呼び出され勤務したとき	（1 回） 1,240 円
	看護師等	医療観察法の規定による	（1 回） 8,600 円

		外泊随行業務	
夜間特殊業務手当	診療放射線技師、臨床検査技師	深夜に行われる検査等	(勤務1回) 730 円
死体解剖補助作業手当	臨床検査技師	死体解剖補助	(1 体) 2,700 円
感染症特定業務手当	医師、歯科医師 看護師、薬剤師	新型コロナウイルス感染症 患者又は感染の疑いのある 者に対応する業務等	(月額) 1,500～8,000 円
救急医療業務手当	心臓血管センターに勤務する看護職員	看護業務	(月額) 10,500 円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	510,902 千円
職員一人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	429 千円
支給実績 (令和4年度決算)	544,398 千円
職員一人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	495 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 一人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 3,500～6,500 円 2 子 10,000 円 3 その他の扶養親族 3,500～6,500 円 4 特定年齢にある子 一人5,000 円加算 ※「1及び3」は、行政職給料表9級適用者等に対して支給しない。	同じ	—	千円 117,083	円 267,924
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じて支給 (上限28,000 円) ※家賃16,000 円を超える場合に限る。	同じ	—	千円 90,602	円 343,938
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給 1 交通機関を利用する場合	同じ	—	千円 108,801	円 106,459

	運賃等相当額を全額支給 2 交通用具を利用する場合 使用距離に応じて支給 (例) 自動車通勤した場合 ・10km …… 6,970 円 ・15km …… 10,280 円 ・20km …… 13,600 円				
単身赴任 手当	異動等に伴って住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員に支給 1 基礎額 30,000 円 2 加算額 8,000 円～70,000 円 ※交通距離に応じて加算	同じ	—	千円 1,848	円 504,000
管理職手 当	管理又は監督の地位にある職員のうち、知事の指定する職に在職する職員に支給 ・給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定められた定額 ・事務 50,600 円～128,900 円 ・医師 62,700 円～138,700 円 ・看護師 54,000 円～ 71,900 円	同じ	—	千円 63,499	円 858,091
初任給調 整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職員に支給 1 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師 ・大学卒業日及び採用日に応じ 51,900 円～374,200 円	異なる	・16 年目以降の手当額・支給期間・役職別加算	千円 489,003	円 3,729,645
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜（午後 10 時から翌午前 5 時まで）に勤務した職員に支給 ・勤務 1 時間当たり給与額×25% ×勤務時間数	同じ	—	千円 97,659	円 168,377
宿日直手 当	宿日直を命じられた職員が勤務した場合に支給 1 一般の宿日直 5,500 円 2 特殊業務の宿日直 医師・歯科医師の当直勤務 21,000 円 看護師・臨床検査技師、診療放射線技師	同じ	—	千円 69,112	円 721,585

	6,100 円				
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給される職員が臨時又は 緊急その他公務運営の必要により週休日 等に勤務した場合に支給 ・週休日等 勤務 1 回につき 2,600 円～18,000 円 ・平日深夜 勤務 1 回につき 1,300 円～6,000 円	同じ	—	千円 4,964	円 165,453

④会計年度任用職員の給与の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	給 料 月 額 等	令和 5 年度決算額
給料	・常勤職員と同一の給料表（行政職給料表、医療職給料表（二）、医 療職給料表（三）、福祉職給料表、栄養職給料表、事務職給料表） の 1 級を適用し、職務の困難度や責任の程度等に応じて号給を決定	千円 383,603
期末手当	（令和 5 年度支給割合）2.40 月分 （令和 6 年度支給割合）2.45 月分	千円 73,768
勤勉手当	（令和 6 年度支給割合）2.05 月分	千円 —
その他手当	・地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当に ついて、常勤職員に準じて支給	千円 74,428

（注） 「給与の状況」は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する職員（一週間当たりの通常
の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である
会計年度任用職員）の状況である。

第4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間（令和6年4月1日現在）

(1) 勤務時間 8：30～12：00 13：00～17：15

(2) 休憩時間 12：00～13：00

なお、職務の特殊性又は職場の特殊の必要により、特別の形態で勤務する職員もいる。

2 休暇制度（令和6年4月1日現在）

区 分	概 要
年次有給休暇	一の年度において20日
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、必要と認められる期間
特別休暇	下記のとおり、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる最小限度の期間 ア 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 イ 証人等として官公署へ出頭する場合 ウ 骨髄移植のための骨髄液の提供等を行う場合 エ 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合 オ 結婚する場合 カ 不妊治療を受ける場合 キ 8週間以内に出産予定の女子職員が申し出た場合 ク 女子職員が出産した場合 ケ 女子職員が生後1年4月に達しない生児の授乳等を行う場合 コ 女子職員が生理のため勤務することが困難な場合 サ 女子職員が妊娠障害のため勤務することが困難な場合 シ 妊娠中・出産後1年以内の女子職員が健康診査等を受ける場合 ス 妊娠中の女子職員の通勤が母体の健康維持に支障を与える場合 セ 男子職員が生後1年4月に達しない生児の保育を行う場合 ソ 職員の妻が出産する場合 タ 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき チ 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子又は父母の看護を行う場合 ツ 負傷・疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をする場合 テ 親族が死亡した場合 ト 父母の追悼のための特別な行事を行う場合 ナ 夏季における心身の健康維持・増進等を図る場合 ニ 心身のリフレッシュを図る場合 ヌ 災害により現住居が滅失・損壊した場合 ネ 災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合

	ノ 災害時の退勤途上における危険を回避する場合
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、１８０日以内の日数
子育て部分休暇	小学校１年生から３年生までの子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、１日を通じて２時間を超えない範囲内
介護時間	配偶者等の介護のため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する３年の期間内において、１日を通じて２時間を超えない範囲内

会計年度任用職員の休暇制度

区 分	概 要
年次有給休暇	一の年度において２０日以内の日数
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、１０日以内の日数
その他の休暇	下記のとおり、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる最小限度の期間 ア 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 イ 証人等として官公署へ出頭する場合 ウ 骨髄移植のための骨髄液の提供等を行う場合 エ 結婚する場合 オ ６週間以内に出産予定の女子職員が申し出た場合 カ 女子職員が出産した場合 キ 生後１年に達しない生児の授乳等を行う場合 ク 女子職員が生理のため勤務することが困難な場合 ケ 女子職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ない場合 コ 妊娠中・出産後１年以内の女子職員が健康診査等を受ける場合 サ 妊娠中の女子職員が通勤により母体の健康維持に支障がある場合 シ 小学校就学の始期に達するまでの子の看護を行う場合 ス 負傷・疾病又は老齢により２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をする場合 セ 親族が死亡した場合 ソ 夏季における心身の健康維持・増進等を図る場合 タ 災害により現住居が滅失・損壊した場合 チ 災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合 ツ 災害時の退勤途上における危険を回避する場合 テ 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、９３日以内の日数 ト 配偶者等の介護のため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する３年の期間内において、１日を通じて２時間を超えない範囲内 ナ 不妊治療を受ける場合 ニ 職員の妻が出産する場合 ヌ 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期

	に達するまでの子を養育するとき
--	-----------------

(注) 「会計年度任用職員」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）をいう。

第5 職員の休業に関する状況

1 育児休業等の状況

(1) 概要

①育児休業

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地公育休法」という。）第2条の規定に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで休業をすることができる制度。

会計年度任用職員の場合は、子が原則として1歳に達する日まで休業することができる制度。

②部分休業

地公育休法第19条の規定に基づき、子が小学校就学の始期に達する日まで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、養育を理由に勤務しないことができる制度。

会計年度任用職員の場合は、3歳に達する日までの子を養育するため勤務しないことができる制度。

③育児短時間勤務

地公育休法第10条の規定に基づき、子が小学校就学の始期に達する日まで、1週間当たりの通常の勤務時間よりも短い勤務時間で勤務することができる制度。

会計年度任用職員は、対象外である。

(2) 令和5年度取得者数

区 分	育児休業		部分休業		育児短時間勤務	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
知事部局等	70	55	5	37	0	2
	4	55	3	53	0	4
企 業 局	7	1	1	3	0	0
	0	2	0	2	0	0
病 院 局	13	32	1	38	0	0
	2	74	0	45	0	0
教育委員会	61	317	20	124	2	28
	4	385	0	64	0	6
警 察	81	39	3	29	0	0
	3	58	1	64	0	0
合 計	232	444	30	231	2	30
	13	574	4	228	0	10

（注） 上段は令和5年度に新たに取得した者、下段は令和4年度以前から引き続き取得している者の人数。

2 その他の休業等の状況

(1) 概要

①自己啓発等休業

地方公務員法第26条の5の規定により、大学等課程の履修又は国際貢献活動への参加をする場合、3年（大学等課程の履修の場合は原則2年で必要な場合は、3年）を超えない範囲内において休業を可能とする制度。

②配偶者同行休業

地方公務員法第26条の6第1項の規定により、外国での勤務等を行う配偶者と生活を共にする場合、3年を超えない範囲内において休業することを可能とする制度。

③修学部分休業

地方公務員法第26条の2の規定により、大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを可能とする制度。

④高齢者部分休業

地方公務員法第26条の3の規定により、条例で定める年齢に達した日以後の日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを可能とする制度。

⑤大学院修学休業

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定により、公立学校の教諭が大学の大学院の課程等に在学してその課程を履修する場合、3年を超えない範囲内において休業することを可能とする制度。

（注） ①から⑤の休業制度について、会計年度任用職員は対象外である。

(2) 令和5年度取得者数

区 分	自己啓発休業		配偶者同行休業		修学部分休業		高齢者部分休業		大学院修学休業	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
知事部局等	0	0	0	1	0	0	1	0	-	-
企 業 局	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
病 院 局	0	1	0	0	0	0	0	0	-	-
教育委員会	1	0	2	3	0	0	0	0	0	1
警 察	0	0	0	0	1	0	0	0	-	-
合 計	1	1	2	4	1	0	1	0	0	1

（注） 継続は、令和4年度以前から引き続き取得している者の人数。

第6 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分者数（令和5年度）

区 分	免職	休職	降任	降給	合計
知事部局等	0	179	0	0	179
企 業 局	0	5	0	0	5
病 院 局	0	32	0	0	32
教育委員会	0	378	0	0	378
警 察	0	112	0	0	112
合 計	0	706	0	0	706

（注） 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保から、病気で勤務に耐えられない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定により、休職等の処分をするものである。

2 懲戒処分者数（令和5年度）

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
知事部局等	0	1	0	0	1
企 業 局	0	0	0	1	1
病 院 局	0	1	0	0	1
教育委員会	2	5	1	1	9
警 察	0	0	0	0	0
合 計	2	7	1	2	12

（注） 懲戒処分とは、職員の職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定により、戒告、減給、停職又は免職の処分をするものである。

第7 職員の服務の状況

1 職務専念義務

職員は、職務上の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならないものであり、また、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、群馬県が責任を有する職務にのみ従事しなければならない。

ただし、任命権者の行う研修に参加する場合や任命権者の行う健康診断等に参加する場合などについては、これを一部免除している。

2 営利企業等の従事制限

(1) 制度の概要

職員は、営利を目的とする私企業の役員となり、自ら営利を目的とする私企業を経営し、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならないとされている。

ただし、大学等の教育機関において講師を行う場合などについては、例外的な営利事業等の従事として認めている。

(2) 営利企業等への従事許可件数（令和5年度）

区 分	許可件数
知事部局等	262
企 業 局	4
病 院 局	486
教育委員会	506
警 察	3
合 計	1,261

第8 職員の退職管理の状況

所属長以上で退職し、離職後2年以内に再就職した者は、再就職に係る情報を離職時の任命権者に届け出なければならないとされている（群馬県職員の退職管理に関する条例（平成28年群馬県条例第20号）第3条）。

令和6年4月1日から同年7月1日までの間になされた届出の状況は、次のとおりである。

区 分	再就職先の種別ごとの届出件数						
	群馬県	他の地方公 共 団 体 等	地方独立 行政法人	地方三公社	非営利法人	営利法人	合 計
知事部局等				1	4	1	6
企 業 局						1	1
病 院 局					2		2
教育委員会	4	2			5	1	12
警 察					2	9	11
合 計	4	2		1	13	12	32

第9 職員の研修の状況（令和6年度）

区 分	令和6年度職員研修の概要	令和5年度実績	
		実施日数	受講者数
知事部局等 企 業 局 病 院 局 教育委員会 (教職員を除く。)	様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できる「行政のプロ」となる人材の育成や職員一人ひとりの能力を十分に引き出し組織力の強化を目指した研修を実施する。また、OJTによる組織的な人材育成の取組を支援するとともに、職員の学ぶ意欲や向上心を喚起するニーズに応じた研修機会を提供する。		
	①階層別研修 スリムな組織のもとで、職員一人ひとりが能力を十分発揮し、高度化、多様化する行政ニーズに組織として応えていくため、職位・職責に応じて必要な知識・能力を習得する研修を、10階層に区分して実施する。また、人事評価制度及び人材育成基本方針の浸透を図り、より効果的な人材育成を目指す。	69.0日 (10研修)	1,673人
	②人材育成・OJT支援研修 人事評価制度について職員の理解を深めるための研修や、各所属におけるOJTの取組の浸透・充実を図るための研修を実施する。また、女性職員の活躍推進に資する研修の充実を図るなど、きめ細やかな支援を行う。	3.5日 (6研修)	1,415人
	③業務改善・組織運営研修 組織として、仕事を効果的、効率的に行うための業務改善及び組織運営に関する研修を実施する。	3.0日 (3研修)	74人
	④政策形成研修 限られた財源の中で、多様化・高度化する行政課題に対し、政策を形成し解決していく能力を養う研修を実施する。	4.0日 (4研修)	99人
	⑤コミュニケーション研修 県民と意思疎通を図りながらニーズや課題を把握する能力、県民とともに政策を作り、実践していく上で必要となるコミュニケーション能力の向上を図る研修を実施する。また、緊急時等における聴覚障害者とのコミュニケーションを図るため手話研修を実施し、県民サービスの向上を図る。	4.0日 (4研修)	101人
	⑥能力向上研修 文書力、簿記等の基礎力を養成する研修を実施する。	5.0日 (7研修)	416人
	⑦自己啓発支援	-日	249人

	民間事業者が提供するeラーニングシステムや通信研修、講座等を活用し、自己啓発による能力開発を支援する。 ※行政の円滑な運営と、地域の課題を解決していくためには、県と市町村の職員が連携し互いに能力の向上を図っていく必要があるため、上記②から⑦までに掲げる研修の一部については市町村職員との合同研修を実施する。	(4 研修) 合計 88.5 日 (38 研修)	合計 4,027 人
教育委員会 (教職員の み)	群馬県教員育成指標を踏まえ、ライフステージや職種・職務に応じた教職員の資質向上を図るため、採用から退職までの各段階に応じた体系的・系統的な研修を実施する。 ①初任者・経験者研修：新規採用、2・3・4・5・6・12 年目など、校種や経験年数に応じた研修を実施する。 ②職種・職務に応じた研修：新任管理職、新任主事・主任を対象とした研修、職種・職務に係る研修を実施する。 ③教科等の専門研修：教科等の専門的な知識や技能の向上を図るための研修を実施する。 ④教育研修員研修：県の教育課題等の解決に向けた研究や指導力の向上を図る研修を行う長期研修（1 年間、21 名）、民間企業等において、社会的識見を高め、教科の専門性を深める研修を行う長期社会体験研修（1 年間、3 名）、児童生徒の実態に応じた授業実践及び積極的な授業公開を通して、児童生徒の学力向上を図る特別研修（年間 25 日、34 名）を実施する。	172 日 41 日 135 日 長期研修 1 年間 社会体験 1 年間 特別研修 年間 25 日	1,663 人 911 人 1,561 人 21 人 3 人 43 人
警 察	職員が、民主警察の本質と警察の責務を自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得するため、警察学校、職場等において、次のような教養を実施する。 ①採用時教養：新規採用職員に対し、職務に必要な基礎的な知識・技能を修得する教養を行う。 ②昇任時教養：昇任（予定）者に対し、その職務に必要な知識・技能を修得する教養を行う。 ③専門的教養：専門的な知識・技能を修得する教養を行う。	7 回 7 回 38 回	190 人 164 人 812 人

第 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされている（地方公務員法第42条）。

令和5年度の主な実施状況は、次のとおりである。

区分	主 な 項 目	実 施 状 況		
		知事部局 件数	教育委員会 件数	警察 件数
健康 管 理	定期健康診断	2,617 人	2,283 人	2,995 人
	特殊業務健診	1,793 人	95 人	2,045 人
	採用時健康診断	229 人	115 人	88 人
	がん検診	1,316 人	1,660 人	4,312 人
	婦人科検診	267 人	676 人	484 人
	骨密度検診	176 人	531 人	—
	VDT健康診断	—	215 人	88 人
	C型肝炎ウイルス検診	—	—	90 人
	B型肝炎予防対策	186 人	44 人	487 人
	健康相談 (安全衛生管理体制運営)	11,526 人	1,292 人	2,640 人
	人間ドック	2,367 人	11,987 人	1,079 人
元 気 回 復	球技大会	2,432 人	—	—
	文化・体育事業助成	11 団体	3 団体	1 団体
	スポーツクラブ利用促進	718 人	—	76 人
給 付	保健給付	179,312 件	452,633 件	122,936 件
	休業給付	1,487 件	4,518 件	742 件
	災害給付	0 件	0 件	0 件
	附加給付	1,372 件	4,089 件	749 件
そ の 他	職員住宅・独身寮	—	9 棟 45 戸	112 棟 1,135 戸
	財形貯蓄	4,462 件	10,427 件	575 件
	生涯設計推進	346 件	437 件	654 件
県福利厚生事業決算額		119,719 千円	117,768 千円	54,129 千円
0 千円		0 千円	0 千円	0 千円

2 公務災害・通勤災害認定件数（令和5年度）

区 分	認 定 件 数		
	公務災害	通勤災害	合 計
知事部局等	27	6	33
企 業 局	2	0	2
病 院 局	1	2	3
教育委員会	168	5	173
警 察	99	1	100
合 計	297	14	311

第 1 1 職員の競争試験及び選考の状況（令和 5 年度）

1 I 類試験

試験区分	申込 者数	受験 者数 (A)	第 1 次 合 格 者 数	最終合 格者数 (B)	競争 倍率 (A) / (B)	備 考
行政事務 A	人 426	人 334	人 180	人 86	倍 3.9	(行政事務 B) ○案内配布日 3 月 1 日 ○第 1 次試験 4 月 4 日～4 月 17 日 (SPI3 テストセンター会場のうち、受験者が選択する会場) ○第 2 次試験 5 月 15 日～19 日 (県庁) ○合格発表日 6 月 9 日 (行政事務 B 以外) ○案内配布日 4 月 21 日 ○第 1 次試験 6 月 18 日 (前女、前高) ○第 2 次試験 7 月 7 日～18 日 (県庁) ○第 3 次試験 8 月 4 日～10 日 (県庁) ○合格発表日 8 月 23 日
行政事務 B	257	224	80	28	8.0	
森 林	12	9	6	2	4.5	
農 業	20	18	17	11	1.6	
化 学	16	11	11	3	3.7	
電 気	9	9	7	2	4.5	
建 築	10	9	9	6	1.5	
総合土木	37	27	25	19	1.4	
計	787	641	335	157	4.1	

2 II 類試験

試験区分	申込 者数	受験 者数 (A)	第 1 次 合 格 者 数	最終合 格者数 (B)	競争 倍率 (A) / (B)	備 考
警察事務	人 109	人 90	人 9	人 2	倍 45.0	○案内配布日 4 月 21 日 ○第 1 次試験 6 月 18 日 (前高、総合交通センター) ○第 2 次試験 7 月 7 日～27 日 (県庁) ○合格発表日 8 月 10 日
学校事務	316	274	36	15	18.3	
計	425	364	45	17	21.4	

3 III 類試験

試験区分	申込 者数	受験 者数 (A)	第 1 次 合 格 者 数	最終合 格者数 (B)	競争 倍率 (A) / (B)	備 考
行政事務	人 61	人 56	人 10	人 7	倍 8.0	○案内配布日 7 月 3 日 ○第 1 次試験 9 月 24 日 (県庁、総合交通センター) ○第 2 次試験 10 月 20 日～11 月 7 日 (県庁) ○合格発表日 11 月 17 日
警察事務	38	37	9	5	7.4	
学校事務	63	56	23	11	5.1	
森 林	6	6	6	4	1.5	
農 業	11	11	8	2	5.5	
畜 産	5	5	4	1	5.0	

電 気	6	6	5	2	3.0	
総合土木	14	14	10	5	2.8	
計	204	191	75	37	5.2	

4 社会人経験者試験

試験区分	申込者数	受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)	備 考
行政事務	人 351	人 244	人 62	人 17	倍 14.4	○案内配布日 7月3日 ○第1次試験 行政事務：9月8日～21日(SPI3テストセンター会場のうち、受験者が選択する会場) 行政事務以外：9月24日(県庁) ○第2次試験 10月21日・22日(県庁) ○第3次試験 11月18日・19日(県庁) ○合格発表日 12月1日
森 林	7	5	5	2	2.5	
農 業	20	16	16	4	4.0	
総合土木	9	6	5	3	2.0	
計	387	271	88	26	10.4	

5 就職氷河期世代試験

試験区分	申込者数	受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)	備 考
行政事務	人 52	人 40	人 12	人 2	20.0	○案内配布日 7月3日 ○第1次試験 9月24日(総合交通センター) ○第2次試験 10月22日、11月13日(県庁) ○合格発表日 12月1日
計	52	40	12	2	20.0	

6 警察官試験

試験区分	申込者数	受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)	備 考
警察官A (男性)	人 223	人 131	人 99	人 36	倍 3.6	○案内配布日 3月1日 ○第1次試験 5月14日 (総合交通センター、前商) ○第2次試験 6月8日～13日 (県庁、高崎アリーナ) ○第3次試験 7月17日～21日(県庁) ○合格発表日 8月18日
警察官A (女性)	71	47	39	13	3.6	
警察官B 特別(男性)	201	129	91	19	6.8	
警察官B 特別(女性)	80	45	37	8	5.6	
警察官A (男性)第2回	98	30	22	4	7.5	○案内配布日 7月3日 ○第1次試験 9月17日 (総合交通センター、県庁) ○第2次試験 10月10日～13日
警察官A (女性)第2回	30	7	6	2	3.5	

警察官B (男性)	234	117	84	23	5.1	(県庁、警察学校) ○第3次試験 11月11日～17日 (県庁) ○合格発表日 12月8日
警察官B (女性)	97	61	45	16	3.8	
計	1,034	567	423	121	4.7	

7 採用選考考査

試験区分	申込 者数	受験 者数 (A)	最終合 格者数 (B)	競争 倍率 (A)/(B)	備 考
薬 剤 師	人 10	人 9	人 6	倍 1.5	○第1次考査 6月18日 (前高、総合交通センター) ○第2次考査 7月7日～27日(県庁) ○合格発表日 8月10日 (ただし獣医師のみ、第2次考査7月7日、合格 発表日7月26日)
病院薬剤師	2	2	2	1.0	
獣 医 師	7	6	5	1.2	
福 祉	23	18	6	3.0	
心 理	8	7	3	2.3	
職業訓練指導員 【金属加工】	2	1	1	1.0	
職業訓練指導員 【機械加工】	0				
少年補導職員	5	4	1	4.0	
獣 医 師 (第2回)	5	3	1	3.0	○考査日 11月12日・13日(県庁) ○合格発表日 12月1日
心 理 (第2回)	4	3	1	3.0	
職業訓練指導員 【金属加工】 (第2回)	2	2	1	2.0	
職業訓練指導員 【機械加工】 (第2回)	2	2	1	2.0	
病院薬剤師 (第2回)	2	1	1	1.0	
少年補導職員 (第2回)	5	5	1	5.0	
獣 医 師 (第3回)	0				
保 健 師	32	25	10	2.5	○第1次考査 9月24日 (県庁、総合交通センター) ○第2次考査 10月20日～11月7日 (県庁)
保 健 師 (社会人)	7	7	4	1.8	

保育士・児童指導員	8	7	2	3.5	○合格発表日 11月17日 (ただし保健師(社会人)のみ、第2次考査10月21日・22日)
文化財保護主事	4	4	1	4.0	
臨床検査技師 (病院)	12	10	4	2.5	
診療放射線技師 (病院)	15	14	1	14.0	
作業療法士 (病院)	3	3	1	3.0	
建築士 (警察)	1	1	0		
保健師 (警察)	7	5	1	5.0	
建築士(警察) (第2回)	2	1	1	1.0	○考査日 1月21日(県庁) ○合格発表日 2月2日
障害者 (行政事務)	20	18	2	9.0	○第1次考査 9月17日(県庁) ○第2次考査 10月23日～27日(県庁) ○合格発表日 11月10日
障害者 (学校事務)	19	16	1	16.0	
障害者 (警察事務)	5	3	1	3.0	
選考考査計	212	177	59	3.0	

(注) 障害者(行政事務)と障害者(学校事務)は併願可能なため、申込者数、受験者数及び競争倍率は併願者分重複している。

第12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、県議会及び県知事に対し、令和5年10月10日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

- 2年連続で月例給、ボーナスともに引上げ
- ① 民間給与との較差（0.80%）、人事院勧告等を踏まえ初任給を始め若年層に重点を置いた給料表の引上げ改定
- ② 民間の支給割合に見合うようボーナスを0.10月引上げ、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.05月ずつ均等に配分

1 職員の給与に関する報告及び勧告

(1) 民間給与との比較

企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内 928 事業所のうち 179 事業所を調査（完了率：81.0 %）

① 月例給

職員と民間の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢階層を同じくする者同士を比較

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A）－（B）
371,202 円	368,270 円	2,932 円（0.80%）

（注）1 民間給与（A）は、個々の職員に民間水準の給与額を支給するとした場合の額

2 職員給与（B）は、一般行政職員（平均年齢 43.2 歳、平均経験年数 21.2 年）の平均給与月額

3 「一般行政職員」とは、行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員（本年度の新規学卒の採用者を除く。）

② ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給割合と職員の年間の支給月数を比較

民間の年間支給割合（A）	職員の年間支給月数（B）	差（A）－（B）
4.49 月	4.40 月	0.09 月

(2) 令和5年の給与改定

① 月例給

民間給与との較差（0.80%）、人事院勧告等を踏まえた改定

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

人事院勧告（行政職俸給表（一））に準じて初任給を始め若年層に重点を置いて全体を引上げ（最大 12,000 円、最小 1,000 円）

（平均改定率：全体 0.9% [1級 5.1%、2級 2.5%、3級 0.8%、4級以上 0.3%]）

（改定例）Ⅰ類（大学卒）の初任給 190,200 円 → 200,900 円（10,700 円引上げ）

Ⅱ類（短大卒）の初任給 171,200 円 → 183,200 円（12,000 円引上げ）

Ⅲ類（高校卒）の初任給 157,900 円 → 169,900 円（12,000 円引上げ）

(イ) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本としつつ、本県の実情を踏まえて改定

イ 初任給調整手当

医師の適切な給与水準を確保するため、人事院勧告に準じて支給上限額を改定

医療職給料表（一）適用者の支給上限額 414,800 円 → 415,600 円（800 円引上げ）

② ボーナス

ア 改定内容

民間の支給割合に見合うよう引上げ（4.40 月→4.50 月）

民間の支給状況、人事院勧告等を踏まえ、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に 0.05 月分ずつ均等に

配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	1 2 月期	年間
令和 5 年度 期末手当	1.20 月（支給済み）	1.25 月（現行 1.20 月）	2.45 月
勤勉手当	1.00 月（支給済み）	1.05 月（現行 1.00 月）	2.05 月
6 年度 期末手当	1.225 月	1.225 月	2.45 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月	2.05 月

イ 実施時期

①の月例給の改定は令和 5 年 4 月 1 日

②のボーナスの改定のうち、令和 5 年度の改定は令和 5 年 12 月 1 日、令和 6 年度以降の改定は令和 6 年 4 月 1 日

(3) その他

① 会計年度任用職員の勤勉手当

地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の取扱いについて検討が必要

支給する場合には、支給対象者や支給月数、人事評価の方法等について、職務内容や勤務実態等を踏まえた上で常勤職員との権衡を考慮することが必要

② 給与制度のアップデート

人事院が示した「給与制度のアップデート」は、本県においても同様に検討する必要があるため、今後の国の動向等を注視し、調査研究していく

2 職員の勤務条件等に関する報告

(1) 多様で有為な人材の確保・育成・活躍推進

① 人材の確保

人材確保については、本県においても深刻な状況が続いており、任命権者と一体となって取り組むことが必要

より幅広く採用活動を展開していくとともに、優秀な人材を採用するための具体的な採用活動のあり方の議論や採用試験制度の見直しに取り組んでいく

② 組織力向上に資する人材育成

能力・実績に基づく人事管理は、職員の士気を高めその能力を最大限に発揮させるとともに、人材育成に資するものであり、職員の成長と組織力向上のために重要

公正な人事評価やきめ細かな指導・助言により職員の納得感を向上させるとともに、任命権者においては、引き続き、効果的な研修の実施などが求められる

③ 多様な人材の活躍推進

ア 女性職員の活躍推進

女性職員の活躍推進は、県政へ多様な視点や価値観をもたらし、県政を変革する力となるとともに、

人材確保にもつながる重要な取組

性別にとらわれず、すべての職員にとって働きやすい職場環境づくりを推進していくとともに、女性受験者確保のための積極的な広報が必要

イ 高齢層職員の活躍推進

定年引上げに伴い、高齢層職員の役割の明確化や知識・経験を活かせる業務への配置に加え、高齢期を見据えたキャリア形成を早期から意識できる情報提供等が必要

定期的に職員や職場から意見を聴取するなど、職員と組織の双方が満足できるような制度を築き上げていくことも重要

(2) 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方の推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことにより、職員の能力を最大化し、組織における公務能率の向上に資するもの

任命権者においては、引き続き、行政サービスの提供に支障を与えることなく、適正な制度運用と利用しやすい環境づくりに努めていくことが必要

ア テレワークの推進

テレワークの推進は、ワーク・ライフ・バランスの充実や災害時等における行政機能の維持、職場の魅力向上等に資することから、更に推進・定着を図っていくことが必要

なお、在宅勤務等手当については、手当導入の必要性も含めて検討していく

イ フレックスタイム制の活用

任命権者においては、引き続き、制度の周知や適正な勤務時間管理のもとで制度の運用に努めるとともに、国における制度改正の概要や他の都道府県の動向を注視し、必要に応じた制度の見直し等の検討が必要

(3) 勤務環境の整備

① 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康保持や公務能率の向上、仕事と生活の両立支援の推進に資するもの引き続き、管理監督職は仕事の見直しや業務の平準化、任命権者は柔軟な人員配置や必要な人員確保に努めることが必要。加えて、職員の健康確保に最大限の配慮を行うことを、本委員会としては引き続き求める

② 心と体の健康づくりの推進

長期の病気休暇の取得や休職をしている職員は増加傾向にあり、任命権者においては引き続き職員のメンタル不調の未然防止に努めていくことが重要

管理監督職においては、日頃から、職員との意思疎通を図り、職員の心身の状況等を適切に把握することが求められる

高齢層職員の増加や様々な事情を有する職員を考慮し、身体的な健康にも目を向けることが必要

③ 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立支援は、人材確保やキャリア形成支援の観点からも重要であることから、任命権者においては、職員が円滑に各種制度を利用できるよう、制度の周知や職場としての支援体制を整備していくことが必要

男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得については、その意義を踏まえた上での計画的な取得及び更なる取得率向上に努めることが必要

④ ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力の発揮を妨げ、職場の活力と機能の低下をもたらすもの

任命権者においては、引き続き、職員一人一人の意識向上のため、各種のハラスメント防止対策を充実・強化し、有効に機能させることが必要

第 1 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

1 新規申立状況

本年度新規に受理した案件は、0 件である。

2 処理状況

区 分		事案数（件）	請求人数（人）
措置要求	R 4 年 度 末 数	1	3
	申 立 数	0	0
	処 理 数	1	3
	R 5 年度末係属数	0	0

第 1 4 不利益処分に関する審査請求の状況

1 新規申立状況

本年度新規に受理した案件は、0 件である。

2 処理状況

区 分	事 案 数 (件)				請 求 人 数 (人)			
	行政職員	教職員	その他	計	行政職員	教職員	その他	計
R 4 年 度 末 数	0	1	0	1	0	1	0	1
申 立 数	0	0	0	0	0	0	0	0
処 理 数	0	1	0	1	0	1	0	1
R 5 年度末係属数	0	0	0	0	0	0	0	0